

生体（豚）集荷促進事業経費補助金交付要綱

平成12年5月11日

12中経業第53号

（目的）

第1 この要綱は、一般社団法人東京食肉市場協会（以下「市場協会」という。）が実施する豚の生体集荷促進事業（以下「本事業」という。）に対し、その経費の一部を東京都が補助することにより、東京都中央卸売市場食肉市場（以下「食肉市場」という。）における安定的かつ継続的な取扱頭数の確保を図り、豚肉価格の安定に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第2 市場協会とする。

（補助金の対象者及び算定基準）

第3 東京都は、市場協会が毎年6月から行う本事業において、予算の範囲内で次のとおり交付する。

(1) 対象者は、豚の生体を食肉市場に上場した出荷者とする。

(2) 補助金の算定基準は、地区別に講ずる1頭あたりの金額に頭数を乗じた金額の1/2とする。

（申請手続）

第4 市場協会は、補助金の交付に際しては、あらかじめ知事に、補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5 知事は、第4の補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

（補助金交付の決定の通知）

第6 知事は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を明示した補助金交付決定通知書（第2号様式）を、市場協会に通知する。

（事故報告等）

第7 市場協会は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第8 市場協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、必要な事項を知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第9 市場協会は、補助金の交付決定に係る補助事業が完了したときは、当該補助事業の実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第10 知事は、第9の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書（第4号様式）により市場協会に通知する。

(是正のための措置)

第11 知事は、第10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

(補助金の請求)

第12 市場協会は、第10に規定する補助金交付額確定通知書受領後、知事に対し補助金交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第13 知事は、第12の規定による適正な補助金交付請求書の受領後、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消)

第14 知事は、市場協会が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱で定められた事項に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第15 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(証拠書類等の保存)

第16 補助金の交付を受けた市場協会は、補助事業の経緯を明らかにする書類、帳簿、その他の証拠書類を当該補助事業の交付の決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(他の規定との関係)

第17 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。